

別紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(贈与又は遺贈のあった日) 5 (省略) (1) (省略) (2) 公益法人を設立するための生前の財産の提供の場合 当該法人の成立した日 (注) (省略) 1 (省略) 2 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、<u>医療法人又は特定非営利活動法人</u> 法人の設立登記の日 (3) (省略) (4) (省略) (<u>2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定</u>) 11 措令第25条の17第2項第2号に規定する「当該贈与又は遺贈があった日以後<u>2年を経過する日までの期間内に</u>、当該法人の当該事業の用に供される見込みである」かどうかの判定は、当該財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後<u>2年を経過する日までの期間内に</u>、当該財産を受けた法人の当該贈与又は遺贈に係る公益事業の用に供されることについて、例えば、建物の設計図、資金計画などその具体的計画があり、かつ、その計画の実現性があるかどうかにより行うものとする。	(贈与又は遺贈のあった日) 5 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (注) (同左) 1 (同左) 2 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人<u>又は医療法人</u> 法人の設立登記の日 (3) (同左) (4) (同左) (<u>2年以内に公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定</u>) 11 措令第25条の17第2項第2号に規定する「当該贈与又は遺贈があった日以後<u>2年以内に</u>、当該財産を受けた法人の当該贈与又は遺贈に係る公益を目的とする事業の用に供される見込みである」かどうかの判定は、当該財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後<u>2年以内に</u>、当該財産を受けた法人の当該贈与又は遺贈に係る公益事業の用に供されることについて、例えば、建物の設計図、資金計画などその具体的計画があり、かつ、その計画の実現性があるかどうかにより行うものとする。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難である場合の「やむを得ない事情」)</u> <u>11の2 措令第25条の17第2項第2号に規定する「贈与又は遺贈を受けた土地の上に建設をする当該贈与又は遺贈に係る公益を目的とする事業の用に供する建物のその建設に要する期間が通常2年を超えることその他のやむを得ない事情」(11の3において「やむを得ない事情」という。)がある場合とは、贈与者(当該贈与者の相続人及び包括受遺者を含む。)又は遺贈者(当該遺贈者の相続人及び包括受遺者を含む。)及び贈与又は遺贈を受けた法人の責めに帰せられない次に掲げる場合など、当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後2年を経過する日までの期間内に、当該法人の公益事業の用に供されることが困難である事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</u> <u>(1) 災害により、当該財産が、当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u> <u>(2) 建築基準法その他の法令による制限を受けるなどのため、施設の設置に関する計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い、当該財産が、当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u> <u>(3) 施設の設置認可に係る行政庁の指導又は施設の設置についての隣接地等の所有者等の反対などにより、施設の設置に関する計画の変更を余儀なくされ、施設の設置ができなくなったことに伴い、当該財産が、当該期間内に当該事業の用に供せないこと。</u>	(新設)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</u> 11の3 措令第25条の17第1項に規定する申請書の提出後に、やむを得ない事情が生じ、贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後2年を経過する日までの期間内に、当該財産の贈与又は遺贈を受けた法人の公益事業の用に供されることが困難となった場合においても、当該財産が、当該贈与又は遺贈があった日以後国税庁長官が認める日までの期間内に当該法人の当該事業の用に供され、又は供される見込みであるときは、同条第2項第2号に規定する要件を満たすものとして取り扱う。 (注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。	(新設)